

【折尾駅周辺】

迷惑行為防止重点地区の指定

迷惑行為防止重点地区について

「迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」(H20施行)

市長は、迷惑行為がその周囲の人々に及ぼす影響、地域の特性等を勘案して迷惑行為を防止する必要があると認める地区を、

迷惑行為防止重点地区（以下重点地区）として指定する。（第9条1項）

市長は、重点地区を指定しようとする時は、

迷惑行為防止推進協議会（以下協議会）の意見を聴く。（第9条2項）

●条例制定の経緯

当時、迷惑行為が大きな問題となっていたため、基本条例を制定した。その中で、ひどい迷惑の実態があり、市民の要望が高い行為について重点地区を指定し、規制を行うこととした。

●協議会の重点地区指定の考え方

- ① 多くの人が集まる地区で、市内全域への波及効果が期待できる範囲とする。
- ② 罰則適用の厳しい処分と実効的な執行のため必要最小限の範囲とする。
- ③ 主要な道路や河川などで囲まれ、認識が容易な範囲とする。

現在の重点地区



違反者
過料
1,000円



Prohibited actions in the重点地区 (重点地区):

- 禁止 (Prohibition sign)
- 路上喫煙 (No smoking on the street)
- ごみのポイ捨て (No littering)
- 飼い犬のふん放置 (No dog waste disposal)
- 落書き (No graffiti)

折尾駅周辺の迷惑行為防止重点地区指定について

背景(現状)

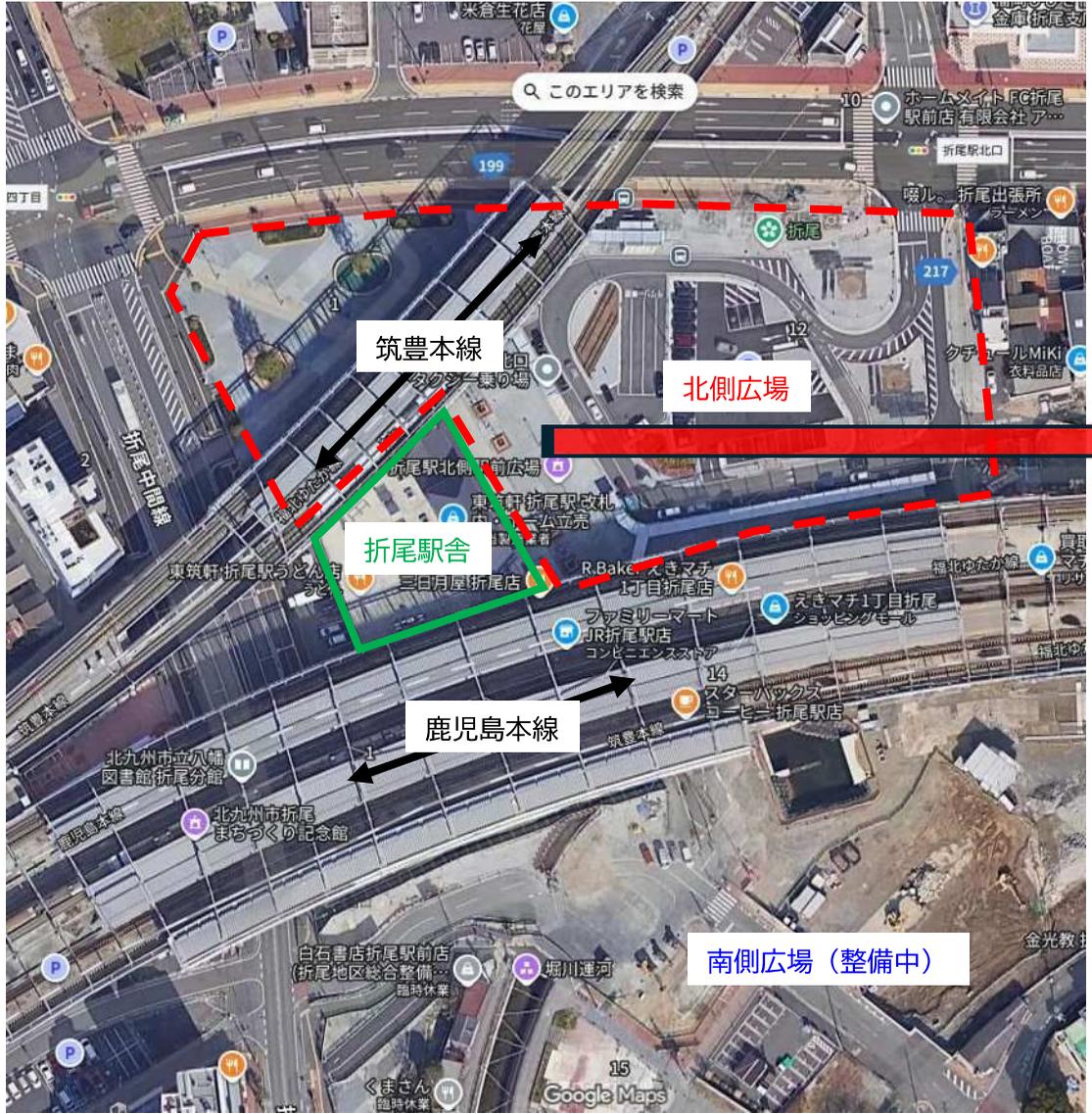
折尾駅では北側広場が令和5年度に整備完了し、
人の増加・賑わいが進行



- ✓ 飲食物の容器などのごみのポイ捨てが急増
- ✓ 路上喫煙・吸い殻ポイ捨ての問題の発生
- ✓ 落書きの発生

折尾駅周辺の迷惑行為の状況

ゴミの状況



背景(現状)

地域による清掃活動だけでは美化が困難



地域から

「迷惑行為防止重点地区への指定」を求める要望書
が提出（令和7年10月）

地域からの要望書

折尾駅周辺の「迷惑行為防止重点地区」指定についての要望書

令和 7年 10月 7日

北九州市長 武内 和久 様

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成 16 年に始まった折尾地区総合整備事業は事業開始から 21 年が経過し、終盤を迎え、まちの新たな発展を日々実感しております。令和 5 年には、北側駅前広場やえきマチ一丁目折尾がオープンし、さらなるにぎわいが生まれているところでございます。しかしながら、まちづくりによる人の増加やにぎわいの創出に伴い、駅周辺や公共スペースにおいて、施設で購入した飲食物の容器や包装材といったゴミのポイ捨てが急増しております。加えて、落書きや路上喫煙といった迷惑行為も散見され、地域の方々や関係者による清掃活動だけでは美化が追いつかない現状にあります。

北九州市内でも乗降客数が 2 番目に多い折尾駅は、小倉駅や黒崎駅周辺で指定されている「迷惑行為防止重点地区」に指定されておりません。このような現状を踏まえ、折尾駅周辺も小倉・黒崎と同様に「迷惑行為防止重点地区」に指定していただき、より一層の迷惑行為防止対策を講じていただくことを強く要望いたします。

また、受動喫煙防止の観点から公共の場での喫煙が制限される中、喫煙者の方々がマナーを守りつつ喫煙できる環境の整備は、極めて重要な課題となっております。折尾地区においても喫煙所の数が不足しており、対策が求められております。

喫煙に関して、以下のような問題が生じております。

- ・路上喫煙による吸い殻のポイ捨てや美観の悪化
- ・通行人との接触による受動喫煙被害の懸念
- ・店舗周辺や住宅近隣での喫煙によるトラブルの発生

これらの問題を未然に防止し、喫煙者と非喫煙者の双方が快適に共存できる地域環境を整えるためにも、適切な場所への喫煙所の設置が必要と考えております。

つきましては、以下の点についてご検討をお願い申し上げます。

【要望内容】

- ・折尾駅周辺の「迷惑行為防止重点地区」への指定
(重点地区のエリアについては、JR 折尾駅南北駅前広場及び高架下バス停を含めていただきたい。)
- ・駅周辺における喫煙所の新設

地域の皆様が快適かつ安全に暮らせるまちづくりの一環として、本要望を真摯にご検討くださいますようお願い申し上げます。

ご多忙のところ恐縮ではございますが、何卒よろしく願い申し上げます。

敬具

おりお未来 21 協議会
会長 桑原 一夫

【要望内容】

- ・折尾駅周辺の「迷惑行為防止重点地区」への指定
(重点地区のエリアについては、JR 折尾駅南北駅前広場及び高架下バス停を含めていただきたい。)
- ・駅周辺における喫煙所の新設

迷惑行為防止重点地区の範囲



喫煙所設置場所



※おりお未来21協議会（折尾のまちづくりに取り組む団体、会員50名）
運営：折尾地区自治区会連合会・協同組合折尾商連・折尾料飲組合
学校法人福原学園・学校法人折尾愛真学園 など

折尾駅周辺の指定が必要な理由(必要性)

- ・ 折尾駅の乗降客数が市内で2番目
[R6]小倉：6.6万人、折尾：2.9万人、黒崎：2.7万人、戸畑：1.7万人
- ・ 駅南側が住宅開発等により人口増加
【南側だけで約900人 → 約4,300人程度へ増加見込み】
- ・ 人が多く集まるエリアでの迷惑行為の発生・周囲への被害を防止する必要
- ・ 折尾周辺の学校には、市内の高校生・大学生の約4分の1が通学（約1万2千人）

➡ 小倉・黒崎と合わせ、**市内全体へのモラル・マナー向上の波及効果が期待**できる

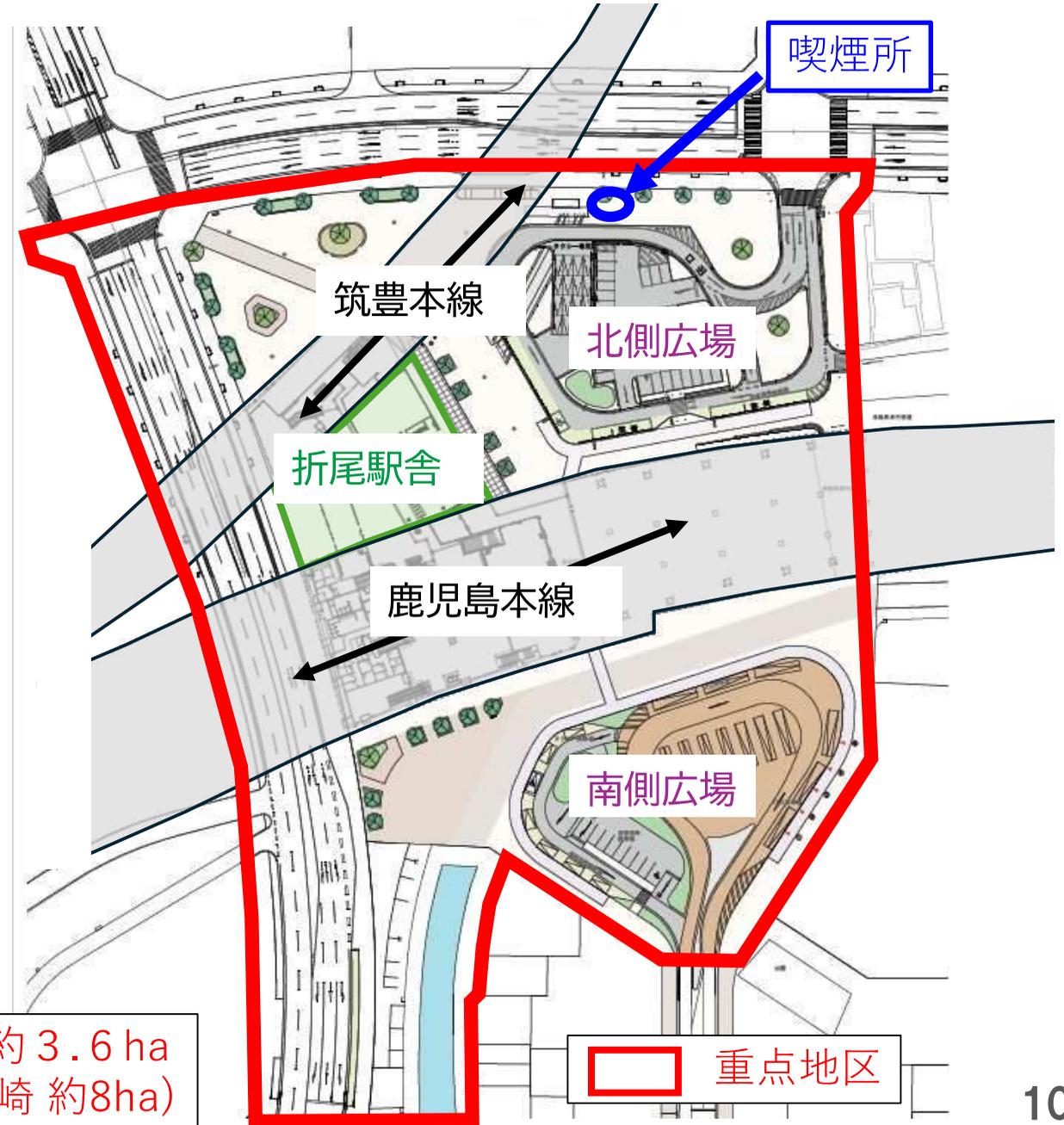
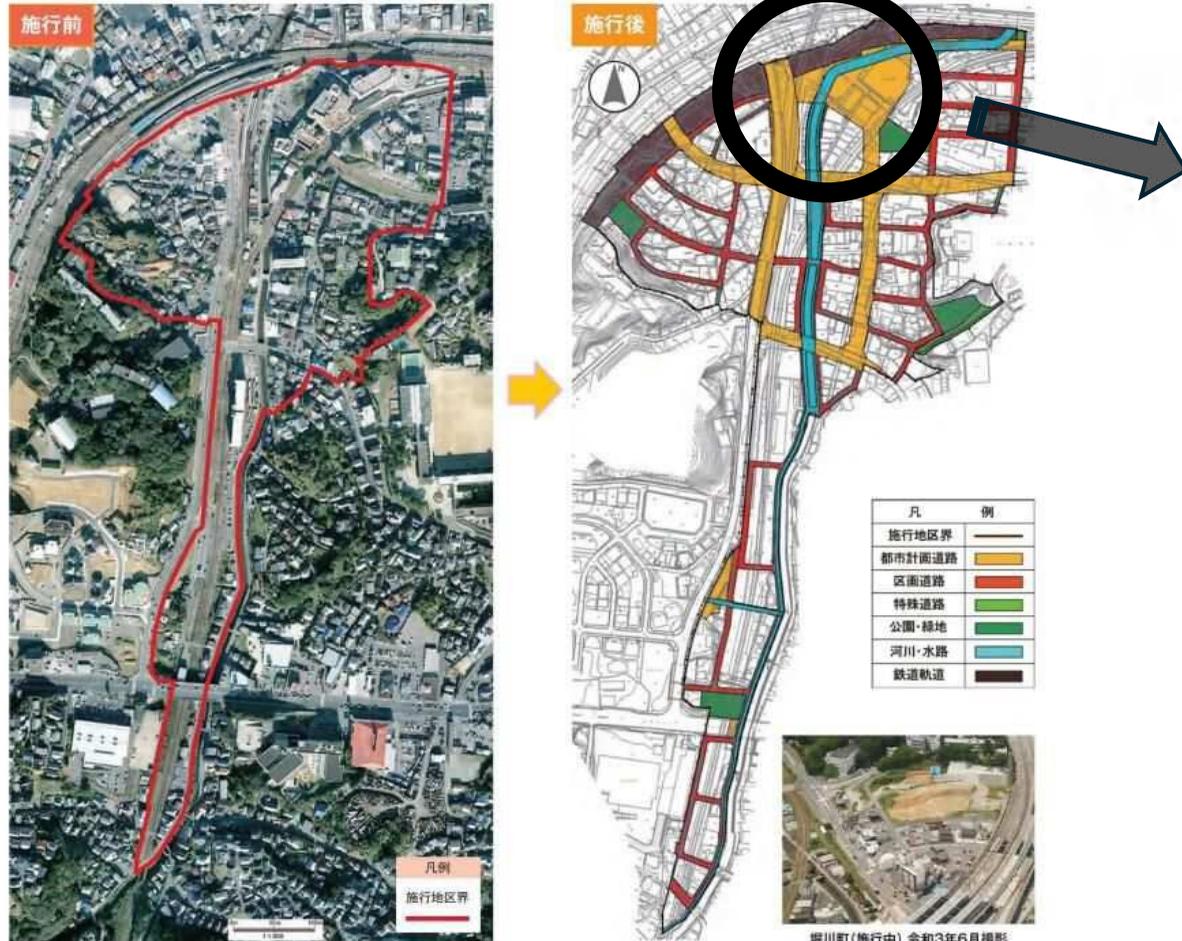
指定の時期【案】(令和8年度)

- 駅周辺の整備が**令和8年度秋頃に完了予定**
→ 駅前広場や道路の完成(まちの形が出来上がる)により、
明確な範囲設定が可能 ※これまでは整備中のため設定が困難
- 迷惑行為が多いという現状も踏まえ、**整備完了と同時期の
令和8年度秋頃に重点地区として指定**
→ **新たなまちのスタート**



重点地区の範囲【案】

折尾地区総合整備事業 計画図



重点地区の面積 約 3.6 ha
(小倉 約22ha,黒崎 約8ha)